

新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、掲載したイベントは急きょ中止となる場合があります。感染症予防のため、催しなどに参加する際には3密(密集・密接・密閉)の場所の回避、こまめに手洗い・手指消毒の実施、場面に応じたマスクの着用など「新しい生活様式」の実践をお願いします。

まちの話題!

越前小学校3・4年生 浜メグリで販売予定のクッキーを試作

越前小学校の総合学習では、3年生はみそ作り、4年生は海岸清掃・塩作り、5年生は米作り、6年生はワイン作りなど、地域と密着した活動を行っています。今回は3・4年生の活動に注目し取材を行いました。9月1日(木)、浜メグリで販売を予定している「浜っ子みそクッキー」の試作が行われました。こどもたちが作った「浜っ子みそ」を材料に使った「浜っ子みそクッキー」の販売は初の試みだそうです。浜メグリは越前・角田地区で開催されるイベントで、クッキー販売の他、3～6年生が総合的な学習の時間に学んだ地域の魅力を発信する予定です。1・2年生は地域のことをうたった歌「この星とともに」を映像で披露します。

●浜っ子みそクッキー作り

クッキー作りは6つの班で行われました。材料を混ぜ、生地を絞り、オーブンで焼く作業を3・4年生が協力して行いました。オーブンの前で、出来上がりを待つ様子からは楽しみが伝わってきました。焼きあがったクッキーを試食したこどもたちは、自然に笑顔が溢れていました。試食後は、より美味しくなるにはどうしたらよいかなど意見を出し合いました。「クッキーを作るのは初めてで難しかったけど、班で協力して作ることができて楽しかった。」「上手にできて嬉しい。早く家族にも食べさせてあげたい。」などの感想がありました。



●クッキーのラベル作り

クッキーを販売する際に袋に貼るラベル作りも行われました。クッキーの絵や海岸の絵など、一人一人が思い思いの絵を描いていました。「みんなで力を合わせてクッキーを作ったことを表現して描いた。」「心を込めて描いたので、クッキーを買ってもらえたら嬉しい。」などの感想がありました。



●3年生のみそ作り

越前小学校の3年生は毎年みそ作りをしています。アグリパーク(新潟市南区)で大豆を収穫し、4年生が作った塩、5年生が育てた「浜っ子米」で作ったこうじを使ったみそを作りました。出来上がったみそは、感謝の気持ちを伝えるため、いつもお世話になっている保護者や地域の人に配るなどしています。コロナの影響で縮小されていた「みそを味わう会」も3年ぶりに地域の人を招いて開催される予定だそうです。浜っ子米のご飯とみそ汁を振る舞います。



▲みそ作り

●4年生の海岸清掃・塩作り

4年生は、地域の海を守ることを目的とし、海が汚れる原因の調査や、海の恵みである塩作りを行っています。また、15年程前から行っている海岸清掃は、4年生が主体となり、全校生徒に加え、地域の人、建築関係の事業者なども参加しています。



▲海岸清掃



▲塩田体験

今後は浜メグリでのクッキー販売に向けて、巻の菓子店に協力してもらいながら準備に取り組む予定です。「浜っ子みそクッキー」の販売や3～6年生の活動発表は10月15日(土)午前11時～正午に浜メグリで行われます。(雨天の場合、22日(土)) ※菓子店については越前小学校(☎0256-77-2052)にお問い合わせください

巻地区公民館からのお知らせ

大人カレッジ「イスに座って楽ちんヨガ」

Table with 2 columns: 日時 (Date/Time) and 内容 (Content). It lists two sessions on 11月2日 and 11月9日.

場 巻地区公民館
講師 樋口千鶴さん(フィットネスインストラクター)
市内在住の18歳以上 先着15人(2回とも参加できる人を優先します)
持ち物 飲み物、ヨガマット(またはバスタオル)、フェイスタオル、上着など羽織るもの(換気を行うため)
その他 動きやすい服装で来てください。
申 10月5日(水)～10月24日(月)までに電話で巻地区公民館(☎0256-72-3329)へ(氏名・住所・電話番号をお知らせください。)

地域学講座「地名・町名から地域の歩みを読む パート2」

日 11月12日(土)午前10時～11時半(受付:午前9時半～)
場 巻地区公民館
講師 本井晴信さん(元新潟県立文書館副館長)
市内在住の人 先着20人
持ち物 筆記用具
申 10月5日(水)～11月2日(水)までに電話で巻地区公民館(☎0256-72-3329)へ(氏名・住所・電話番号・年代をお知らせください。)
※受付時間:平日午前9時～午後5時

矢垂の郷 子ども桜オーナー植樹式

「矢垂の郷賑わいづくりプロジェクト事業」で整備した、巻ほたるの里公園内で桜のオーナーである子どもたちが桜の植樹を行います。ぜひお越しください。
日 10月10日(祝)午前10時～11時半
場 巻ほたるの里公園(しだれ桜広場)
問 産業観光課 観光交流・商工室(☎0256-72-8454)



裁判所 調停制度100周年

令和4年10月、調停制度は発足から100周年を迎えます。調停制度は、裁判官と一般市民から選ばれた調停委員が当事者双方の言い分を聴き、双方が納得して問題を解決できるように助言やあっせん、解決案の提示を行い、法的な観点を中心に置きながらも争いの実情に応じた柔軟な解決を図る手続きです。



調停制度には、次のような特徴があります。

① 手続きが簡単

申立書の書式が裁判所の窓口やウェブサイトがあり、法律の知識がなくても一人で簡単に手続きができます。

② 費用が安い

民事調停の手数料は民事訴訟の半額程度、家事調停は一律1,200円です。

③ 裁判と同じ効果

話し合いができた場合の効果は裁判の判決と同一です。



④ 秘密が守られる

手続きは全て非公開で行われ、関係者以外に知られることはありません。

調停制度をもっと詳しく知りたい人は、上記二次元コードから裁判所のホームページ「特集 調停制度発足100周年」をご覧ください。調停手続きは、その内容によって申立てを行う裁判所が異なります。手続きの利用をお考えの人は、お金の貸し借りや交通事故などの民事関係のトラブルについては簡易裁判所に、離婚や養育費、遺産分割などの家庭内のトラブルについては家庭裁判所にご連絡ください。
(民事調停)新潟簡易裁判所調停係 ☎025-222-4272
(家事調停)新潟家庭裁判所家事訟廷事務室 ☎025-333-0131

《広告欄》

今月は高齢者交通事故防止運動月間です。ドライバーは早めのライト点灯を、